

別添資料 2

平成 20 年 8 月 15 日

L P ガス安全委員会会員
L P ガス関係団体
産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、各都道府県

液化石油ガス保安担当官 殿

L P ガス安全委員会

平成 20 年度液化石油ガス消費者保安功績者高圧ガス保安協会長表彰及び L P ガス安全委員会長表彰の実施等について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当委員会の業務に格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年度液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰につきましては、経済産業省原子力安全・保安院から、平成 20 年 8 月 14 日付け平成 20・06・20 原院第 5 号をもって候補者の推薦依頼があったことと存じます。

当委員会では、右表彰に併せて、例年と同様、経済産業省の御了解の下に原子力安全・保安院長表彰の推薦データに基づき受表彰者を選考し、標記の表彰を実施することとし実施要領（別添 1）を定めましたので、御査収くださいますようお願い申し上げます。

また、10 月 23 日の L P ガス消費者保安推進大会においては、前記表彰の他に、例年と同様、平成 19 年に管内で L P ガス一般消費者等事故が発生しなかった都道府県 L P ガス協会に対する安全委員会長特別顕彰を行うこととしておりますので、御参考までに特別顕彰の実施要領（別添 2）を送付させていただきます。

なお、入手した個人情報につきましては、被表彰者の選考並びに連絡等にのみに利用いたします。また受賞者、特別顕彰を受ける方のお名前等は、安全委員会のホームページ等で公表する予定にしています。

敬具

記

別添 1：平成 20 年度液化石油ガス消費者保安功績者高圧ガス保安協会長表彰及び L P ガス安全委員会長表彰実施要領

別添 2：平成 20 年度 L P ガス安全委員会長特別顕彰実施要領

参 考：平成 20 年度液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰実施要領

連絡先 L P ガス安全委員会事務局（高圧ガス保安協会液化石油ガス部）
〒105-8447 港区虎ノ門4-3-9住友新虎ノ門ビル Tel . 03-3436-6108
担当 大熊、久下

平成 20 年度液化石油ガス消費者保安功績者高圧ガス保安協会長表彰及び
L P ガス安全委員会長表彰実施要領

平成 20 年 8 月 15 日
L P ガス安全委員会

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスによる一般消費者等の事故を撲滅することを目的とし、本実施要領を下記のとおり定める。

記

1. 表彰日時：平成 20 年 10 月 23 日（木）14：00～15：00
2. 表彰場所：L P ガス消費者保安推進大会
（会場 如水会館 / 東京都千代田区一ツ橋 2 - 1 - 1）
3. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）：

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）、個人、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）及び保安機関を対象に行う。

表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）は、以下のとおりとする。

（1）保安優良液化石油ガス販売事業者表彰

本表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を総合的かつ積極的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者を表彰するものであり、以下のような保安対策を積極的に実施した販売事業者を対象とする。

保安方針

責任と権限を明確化した保安方針の下に、安全機器等の設置及び予防保全（機器の期限管理等）に積極的に取り組んでいること。

保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、CO中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取り組み）

保安高度化に自主的に取り組み、消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

（2）保安功労者（個人）、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

本表彰は、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした保安功労者（個人）、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体及び保安機関を表彰するものであり、以下のような活動を積極的に実施した個人、関係団体及び保安機関を対象とする。

保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。

保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。

事故防止に関し積極的に対応した経験があること。

教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。

保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

参 考

昨年度までは次の者が（2）の表彰を受賞しています。

L P ガス販売事業者で消費者保安活動に長く携わり、地域の消費者の保安活動に積極的に

参加し、その時々工夫して啓発活動を実施した。保安教育活動に功労があった。保安の高度化に功労があった。

中央団体・都道府県LPガス協会等において、消費者保安活動に携わり功労があった。保安教育活動に功労があった。保安の高度化に功労があった。災害時に復旧活動に尽力した。地域防災協議会等に参加し、地域の防災に努め功労があった。訓練活動の指導方法を工夫し功労があった。

都道府県LPガス協会事務局役職員で消費者保安活動に携わり功労があった。小学生、中学生等を対象に教材等を工夫し啓発活動を実施した。災害時に復旧活動に尽力した。学識経験者として、地方又は中央に於いて事故解析、技術開発等に多大な貢献を果たした。保安機関として、長年消費者保安活動に携わり無事故を続けている。

容器検査所の役職員で、長年消費者保安活動に携わっている。

保安の高度化に功労があった。

消費者又は消費者で構成するグループ

LPガス消費者相談所の相談員としての活動。

消費生活アドバイザーとして消費者保安関係アドバイスの活動。

地域自治会等での消費者保安活動の実施。

消費者保安講演会・イベントの企画、主催、協力等の活動。

中央又は地域等での消費者保安関係委員会での委員活動。

LPガス事故の予防活動、未然・拡大防止の活動。

4. 表彰者及び被表彰者数

(1) 上記3の(1)に関する被表彰者数は、次に掲げるものとする。

1) 高圧ガス保安協会長表彰 50者以内

2) LPガス安全委員会長表彰 50者以内

(2) 上記3の(2)に関する被表彰者数は、次に掲げるものとする。

1) 高圧ガス保安協会長表彰 15者以内

2) LPガス安全委員会長表彰 30者以内

5. 被表彰者の推薦、選考

(1) 上記3の(1)及び(2)の表彰に係る推薦は、参考として添付した「平成19年度液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰実施要領」(以下「院長表彰実施要領」という。)5の(1)及び(2)において定められた様式及び方法によることとする。

(2) 被表彰者の申告、推薦等の期限は、院長表彰実施要領6において定められたとおりとする。

(3) 推薦の際にの販売事業者に係る申告書の確認については、院長表彰実施要領5において定められたとおりとする。

(4) 選考は、院長表彰実施要領7において定められた選考基準によることとする。

6. 被表彰者の決定

申告書・推薦書に基づきLPガス安全委員会実行委員会において被表彰者を決定し、推薦した各産業保安監督部、各都道府県及び関係団体等に通知する。

7. 表彰の方法

表彰は、その種類ごとに表彰状を交付することにより行う。

なお、表彰の被表彰者が消費者のときは、大会に出席するのに必要な旅費は規定に基づき、LPガス安全委員会が負担する。

8. その他

被表彰者の氏名等は安全委員会ホームページで公表する。

以上

平成 20 年度 L P ガス安全委員会長特別顕彰実施要領

平成 20 年 8 月 15 日
L P ガス安全委員会

L P ガス一般消費者等の保安を確保するため、長年にわたり保安活動に取り組んでいる都道府県 L P ガス協会に対して標記特別顕彰を行うことにより、当該都道府県 L P ガス協会において消費者保安に携わる者の保安意識の更なる高揚を図り、もって L P ガスによる一般消費者等の事故を撲滅することを目的とし、本実施要領を下記のとおり定める。

なお、個人情報につきましては、特別顕彰を受ける方のお名前等を L P ガス消費者保安推進大会で発表する予定にしています。

記

1．特別顕彰日時：平成 20 年 10 月 23 日（木） 14：00～15：00

2．特別顕彰場所：L P ガス消費者保安推進大会
（会場 如水会館 / 千代田区一ツ橋 2 - 1 - 1）

3．特別顕彰の対象者：

平成 19 年における管内の L P ガス一般消費者等に係る事故がない（高圧ガス保安協会が毎年度作成する事故年報による。）都道府県 L P ガス協会とする。

4．対象者の選考方法

L P ガス安全委員会事務局において、前年（平成 19 年）の 1 年間に事故が起きていないことを確認し、L P ガス安全委員会実行委員会に報告し対象者を決定する。過去の受賞歴は問わない。

なお、特別顕彰決定後であっても、大会当日顕彰の時刻直前までに事故が発生した場合は失格とする。

5．対象者への通知

L P ガス安全委員会事務局から対象都道府県 L P ガス協会に通知する。

6．特別顕彰の方法

「特別顕彰状」を L P ガス消費者保安推進大会において、対象者の代表者に手渡しすることにより行う。

7．その他

特別顕彰を受けた都道府県 L P ガス協会名は、安全委員会ホームページで公表する。

以上